

市川市長所轄各社会福祉法人 理事長様

令和５年度の市川市社会福祉法人指導監査は、令和５年８月１６日から令和６年２月７日までの期間において、７法人に対して実施いたしました。

指摘方法別の件数及び項目別の件数は、それぞれ別表１及び別表２のとおりです。

複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案が、別表３のとおり、法人運営について５件、会計管理について１件ありましたが、その内容は、法人において特に注意を要するものと考えられます。

そこで、今般、複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案について取り上げ、留意点をまとめましたので、実務の参考にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知に用いる略称は次のとおりです。

- ・法人：社会福祉法人（但し、とくに「社会福祉法人」と明示する必要があるときは、略称を用いない。）
- ・法：社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）
- ・規則：社会福祉法施行規則（昭和２６年厚生省令第２８号）
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）
- ・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成２８年厚生労働省令第７９号）
- ・認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成１２年１２月１日付け障第８９０号・社援第２６１８号・老発第７９４号・児発９０８号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・審査基準：認可通知別紙１「社会福祉法人審査基準」
- ・定款例：認可通知別紙２「社会福祉法人定款例」
- ・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成２８年３月３１日付け雇児発０３３１第１５号・社援発０３３１第３９号・老発０３３１第４５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・運用上の留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成２８年３月３１日付け雇児総発０３３１第７号・社援基発０３３１第２号・障障発０３３１第２号・老総発０３３１号第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- ・ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要領の制定について」（平成２９年４月２７日付け雇児発０４２７第７号・社援発０４２７第１号・老発０４２７第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- ・解説：社会福祉法の解説（新版 社会福祉法令研究会編集）

目次

第1. 【評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合について】	
1. 評議員会の招集事項の決定について	3
2. 評議員会の招集通知の発出について	4
第2. 【決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合について】	7
第3. 【監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合について】	9
第4. 【議案（決議）について特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合について】	12
第5. 【理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合について】	15
第6. 【架空資産の計上が確認された場合について】	
1. 架空資産の計上について	18
2. 予算管理の留意事項	
(1) 積立資産を期限までに資金移動することができなかったケース	19
(2) 正規の手続によらないで取崩した積立資産を返戻できなかったケース	20
別表1 指摘方法別の件数の集計	
別表2 項目別の件数の集計	
別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘とされた事案	
別添1 特別の利害関係を有する評議員の存否を通知により確認する場合の書式の例	
別添2 監事選任議案に関する監事の同意書（例）	
別添3 特別の利害関係を有する理事の存否を通知により確認する場合の書式の例	

第1.【評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合について】

1. 評議員会の招集事項の決定について

評議員会を招集する場合には、事前に、理事会の決議によって、次に掲げる事項（以下、「招集事項」という。）を定めなければならない（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項）が、これらの一部が定められていない事案がみられた。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項があるときは当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。規則第2条の12）

ア. 議題と議案について

- ➡ 「議題」とは会議にかける事項の題目をいい、「議案」とは、会議において議決するために提出する原案（具体的な提案）のことである。

「議題」と「議案」の違いは次の例のとおりである。

議題・・・「理事〇名の選任の件」

議案・・・「〇〇を理事として選任すること」

※ただし、実務慣習上、議事録や招集通知で、「議題」の表題を「第1号議案」と記載することがあるので、混同しないように注意が必要である。

イ. 決議事項と報告事項の区分について

- ➡ 「目的である事項」とは議題（会議にかける事項の題目）のことであり、議案の決議（法第45条の8第2項）を要する「決議事項」と、議案のない「報告事項」があるので、両者を区分し、それぞれの議題がいずれに属するかを明らかにして記載することが適当である。

ウ. 決議事項に係る議題の表記について

- ➡ 決議事項に係る議題の表記については、評議員会で行う予定の決議の法令等に定める種類（承認、選任、決定、変更等）がわかるように記載することが適当である。

なお、法令等に単に「定める」、「決議する」等のほか、決議の種類を明示しない場合は「決定」として差し支えない。

エ. 招集事項の説明について

- ➡ 招集事項を記載した「招集通知（案）」及び各議案を記載した各「議案書」を配布

して説明を行い、理事会の承認を得ることが適当である。

オ. 議事録について

➡ 評議員会の招集事項を決議した理事会議事録の記載例は、次のとおりである。

「第〇号議案 評議員会の招集の件について

理事長より、評議員会について、別添の招集通知（案）のとおり招集事項を定めて開催したい旨の説明があった。また、別添各議案書に基づき、目的である事項（議題）に係る議案の詳細説明があった。

- ・ 日時 〇年〇月〇日（〇曜日） 〇時〇分から
- ・ 場所 社会福祉法人〇〇会 本部会議室
- ・ 評議員会の目的である事項（議題）

（１）決議事項

- 第１号議案 〇年度計算書類及び財産目録の承認の件
- 第２号議案 理事６名及び監事２名の選任の件
- 第３号議案 理事の報酬額決定及び監事の報酬額決定の件
- 第４号議案 役員等に対する報酬等の支給の基準の承認の件
- 第５号議案 定款変更の件

（２）報告事項 〇年度事業報告の件

- ・ 議案の概要 別添の各議案書のとおり。

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。」

２. 評議員会の招集通知の発出について

評議員会を招集するには、上記のとおり理事会の決議によって招集事項を定めなければならないが、その上で、評議員に対して、これらの事項を漏れなく記載した通知を発しなければならない（法第４５条の９第１０項により準用される一般法人法第１８２条）が、理事会の決議を経た招集事項のうち、「評議員会の目的である事項に係る議案の概要」の記載が招集通知に漏れている事案がみられた。

➡ 「議案の概要」については、「評議員会の目的である事項である事項に係る議案の概要」を評議員会の招集事項として決議し、招集通知に記載すべきとする法の趣旨を踏まえ、理事会において各「議案書のとおり」と定めることとし、招集通知にも同様に記載した上で、当該各議案書を添付して送付することとして差し支えない。

とくに、定時評議員会の招集の通知に際しては、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類、財産目録及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならないこ

とが、法令上義務付けられていることに留意すること（**法第45条の29、規則第2条の40第2項**）。

➡ 評議員会の招集通知に記載する招集事項の記載例は、次のとおりである。

「1 日時 ○年○月○日（○曜日）○時○分から

2 場所 社会福祉法人○○会 本部会議室

3 評議員会の目的である事項（議題）

（1）決議事項

第1号議案 ○年度計算書類及び財産目録の承認の件

第2号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

第3号議案 理事の報酬額決定及び監事の報酬額の決定

第4号議案 役員等に対する報酬等の支給の基準の承認の件

第5号議案 定款変更の件

（2）報告事項 ○年度事業報告の件

4 議案の概要

第1号議案 別添「○年度計算書類（案）及び財産目録（案）」のとおり。

第2号議案 別添「役員候補者推薦書」のとおり。

第3号議案 別添「理事及び監事の報酬総額」のとおり。

第4号議案 別添「役員等に対する報酬等の支給の基準（案）」のとおり。

第5号議案 別添「定款変更（案）」のとおり。」

～「第1．評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合について」に係る引用条文（引用順）

◇**法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項**

評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 評議員会の日時及び場所

二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項

三 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるモノを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。規則第2条の12）

◇**法第45条の8第2項**

評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条

評議員会を招集するには、理事（第180条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

◇法第45条の29（則第2条の40第2項により、財産目録につき準用）

理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第2項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

第2.【決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合について】

評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができない（**法第45条の9第8項**）ことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。

- ➡ 評議員は、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務（以下、「善管注意義務」という。）が課せられている（**法第38条、民法（明治29年法律第89号、以下単に「民法」という。）第644条**）ところ、評議員会において、ある決議につき特別の利害関係を有する評議員については、自己の利益のために議決権を行使する可能性があり、善管注意義務に従った議決権行使を期待することができず、決議の公正を害するおそれがあるため、その決議に加わることができないこととされているものである（**法第45条の9第8項、解説241頁より編集**）。
- ➡ 「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである（**ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○**）。
- ➡ 当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認し、その結果を議事録に記載しておく必要がある（**ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○より編集**）。
- ➡ もっとも、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である（**ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○**）。
- ➡ 評議員会の招集通知と併せて（決議の省略により評議員会の決議を行おうとする場合は、「提案書と併せて」）、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発する場合の書式の例については、

別添1「特別の利害関係を有する評議員の存否を通知により確認する場合の書式の例」を参考にすること。

～「第2. 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合について」に係る引用条文（引用順）

◇法第45条の9第8項

前2項（評議員会）の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法（明治29年法律第89号、以下単に「民法」という。）第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

◇ガイドラインIの3の（2）の2の着眼点の3つ目の○

評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注1）を有する評議員が加わることはできないことから（法第45条の9第8項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。そのため、当該法人においてその確認がなされたかを、指導監査において確認する必要がある。この確認は、原則として議事録で行うものであるが、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である。

（注1）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。

第3.【監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合について】

理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（**法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項**）が、この同意を得ていない事案がみられた。

- ➡ 「監事の過半数」とは、当該議案の提出時において在任する監事の過半数をいう（**ガイドラインIの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○の注2より編集**）。
- ➡ 在任する監事が2名の場合は2名の同意が必要となる。
- ➡ 監事の選任に関する議案について評議員全員の同意により評議員会の決議があったものとみなされることとするために、理事が各評議員に同議案を提案する場合も同様である。
- ➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（**法第24条第1項**）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。
そのため、評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得たときは、これを証する書類を適正に作成し保存しておくこと。
- ➡ 評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない（**ガイドラインIの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○より編集**）。
- ➡ 監事の同意書は、別添2「監事選任議案に関する監事の同意書（例）」を参考にする。
- ➡ 評議員会に提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを理事会議事録に記載するときは、次の例を参考にする。

「第○号議案 理事6名及び監事2名の選任の件

事務局より、評議員会に提出する議案として、議案書「役員候補者推薦書（案）」に基づき説明があり、事務局案として、理事4名と監事2名を重任とし、理事2名を新任の候補者としたことについて説明があった。

（途中略）

また、事務局より、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、現任の監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、現任の監事である○○監事及び○○監事から、○○○○氏及び○○○○氏を監事に選任する議案を評議員会に提出することに同意する旨、発言があった。

○○議長 それでは、本件に関しご意見、ご質問等はありませんか。

○○理事

○○議長 その他、ご質問等はありませんか。ないようですので、お諮りします。第○号議案について、承認ということによろしいでしょうか。

（異議なしとの声あり）

○○議長 本件は原案のとおり出席理事全員の賛成をもって議決されたものと認めます。

（途中略）

令和○年○月○日

議事録署名人

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

監 事 ○ ○ ○ ○ 印

～「第3. 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合について」に係る引用条文（引用順）

◇法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項

理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

◇ガイドラインⅠの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○の注2

「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

◇法第24条第1項

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

◇ガイドラインⅠの5の（2）の1の着眼点の2つ目の○

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注2）の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

（注2）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。

第4.【議案（決議）について特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合について】

理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることができない（**法第45条の14第5項**）ことから、当該特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が各理事について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。

- ➡ 理事は、評議員と同様に法人の職務の遂行に係る善管注意義務が課せられている（**法第38条、民法第644条**）ことに加え、法令及び定款を遵守し、法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下、「忠実義務」という。）も課せられている（**法第45条の16第1項**）ところ、理事会において、ある決議につき特別の利害関係を有する理事については、自己の利益のために議決権を行使する可能性があり、善管注意義務及び忠実義務に従った議決権行使を期待することができず、決議の公正を害するおそれがあるため、その決議に加わることができないこととされているものである（**法第45条の14第5項**）。
- ➡ 「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する善管注意義務及び忠実義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである（**ガイドラインⅠの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○より編集**）。
- ➡ 「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）の承認（**法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項**）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（**法第45条の22の2により準用される一般法人法第114条第1項（法人の定款に規定がある場合に限る。）**）等の場合がある（**ガイドラインⅠの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○**）。
- ➡ 理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについては、その決議を行う前に、法人が各理事について確認し、その結果を議事録に記載しておく必要がある（**ガイドラインⅠの6の（1）の2の着眼点の3つ目の○より編集**）。
- ➡ もっとも、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人

の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要である（ガイドラインⅠの6の（１）の2の着眼点の3つ目の○）。

- ➡ 理事が当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知（決議の省略により理事会の決議を行おうとする場合は、「提案書」。）を発する場合の書式の例については、別添3「特別の利害関係を有する理事の存否を通知により確認する場合の書式の例」を参考にすること。

～「第4．議案（決議）について特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合について」に係る引用条文（引用順）

◇法第45条の14第5項

前項（理事会）の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

◇法第45条の16第1項

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

◇ガイドラインⅠの6の（１）の2の着眼点の3つ目の○

理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注1）を有する理事が加わることはできない（法第45条の14第5項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には、法人に申し出ることを定めた通知を発出した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程

に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要であることに留意が必要である。

(注1)「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務(法第45条の16第1項)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引(注2)や利益相反取引(注3)の承認(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項)や理事の損害賠償責任の一部免除の決議(法第45条の22の2により準用される一般法人法第114条第1項(法人の定款に規定がある場合に限る。))等の場合がある。

(注2) 理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと

(注3) 理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと

◇法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条第1項

理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。
- 三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

◇法第45条の22の2により準用される一般法人法第114条第1項(法人の定款に規定がある場合に限る。)

第112条の規定(社会福祉法人に対する損害賠償責任の免除)にかかわらず、社会福祉法人は、社会福祉法第45条の20条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

第5.【理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合について】

職員の任免について、理事会は、重要な役割を担う職員の選任及び解任を除くほか(法第45条の13第4項第3号、定款例第22条第2項)、職員の選任及び解任の決定を理事長に委任することができるが、委任する権限の内容を明確に決定しておかなければならない(ガイドラインⅠの6の(1)の3の<着眼点>)ところ、理事長に委任されている権限の範囲が明確に定められていない事案が見られた。

➡ 理事会の権限である法人の業務執行の決定(法第45条の13第2項第1号)については、法人運営に関する重要な事項を除くほか(法第45条の13第4項)、理事長に委任することはできるが、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を予め明確にしておかなければならない。

➡ 法人の業務執行の決定について、理事長に委任する権限の内容を定めるに際しては、次の事項に留意すること。

・ 法人運営に関する重要な事項を含まないようにすること。

法人運営に関する重要な事項とは、①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任及び解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理体制の整備、⑥役員等の損害賠償責任の一部免除及び⑦その他の重要な業務執行をいう(法第45条の13第4項)。

なお、これらのうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定しておくべきものである。

・ 委任する権限の内容を明確に定めること。

理事長に決定を委任することができない上記の法人運営に関する重要な事項と同様に、理事長に決定を委任する業務執行についても、その金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定しておくべきである。

➡ 理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。

➡ 職員の任免について理事長に委任する権限の内容を定めるときは、理事会で、当該法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、重要な役割を担う職員の具体的な役職又は役割を決定した上で、理事会決議により、これらの役職又は役割の職員以外の職員のうち、選任及び解任の決定を理事長に委任する職員の役職又は役割を、定款施行細則に具体的に規定すること。

～「第５．理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合について」に係る引用条文（引用順）

◇法第４５条の１３第４項第３号

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一、二（略）

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任（以下略）

◇定款例第２２条第２項

この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

◇ガイドラインⅠの６の（１）の３の＜着眼点＞

理事に委任することができない、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。

◇法第４５条の１３第２項第１号

理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 社会福祉法人の業務執行の決定（以下略）

◇法第４５条の１３第４項

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することが

できない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 重要な役割を担う職員の選任及び解任

四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他
社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定
める体制の整備

六 第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する
法律第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第45条の20第1項の
責任の免除

第6.【架空資産の計上が確認された場合について】

1. 架空資産の計上について

計算書類には、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならない（会計省令第2条第1号）が、計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していない事案がみられた。

（1）社会福祉法人の会計処理の原則

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない（**法第45条の23第1項**）。

これは、社会福祉法人は、多額の公費が投入されている非営利法人であることから、その公益性、非営利性を徹底し、厚生労働省令（社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計省令」という。））により会計処理にあたって従うべき会計基準を定め、これに従わなければならない義務を法律上明確化したものである。

したがって、社会福祉法人は、会計処理にあたっては、かかる基準が設けられていない他の法人格の法人とは異なり、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従わなければならない（**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第119条、会社法第431条等**）のではなく、厚生労働省令として位置づけられた会計省令に従うべき法律上の義務を果たす（会計省令第1条第1項）とともに、そのほか一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないものである（**会計省令第1条第2項**）ことに留意する必要がある。

（2）貸借対照表に実在しない資産を計上しないこと

計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならない（**会計省令第2条第1号**）から、貸借対照表の資産の部に、実在しない資産を計上することは認められない（**ガイドラインⅢの3の（3）の3の貸借対照表に関する事項の3行目**）。

また、今年度見受けられた架空資産の計上の事例においては、いずれもその相手方科目として「事業未払金」の勘定科目を用いて架空の負債が計上されていたが、貸借を合わせるために架空資産に対応する架空の負債を計上することも、真実に反し認められない（このほか、貸借を合わせるために、架空資産の計上にともない、架空の収益若しくは純資産を計上し、又は架空の資産若しくは費用を控除項目としてマイナス計上することも、同様である）。

なお、貸借対照表に記載する勘定科目は、会計省令別表第三及び留意事項別添3に

定める「勘定科目説明」に従って記載しなければならない（**会計省令第28条、留意事項25（1）**）ところ、「事業未払金」は、事業活動に伴う費用等の未払い債務に係る費用を計上するときに、その相手方科目である負債の勘定科目として使用するものである（**留意事項別添3 勘定科目説明 3. 貸借対照表勘定科目の説明**）ことに留意すること。

（3）予算管理に係る法令等の遵守・徹底

令和5年度の法人指導監査において架空資産の計上に当たるものとして文書指摘とされた2事例における架空資産の計上は、いずれも、**会計省令第6条第3項**に規定された「（その他の）積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるもの」とされている（**運用上の取扱い19第1段落後段**）ところ、会計年度末において、その他の積立金に対応する積立資産が積み立てられていなかったため、当該条項への抵触を回避することを意図して行われたものである。

その他の積立金を計上する際に積み立てる同額の積立資産は、支払資金のうち当該積立金の目的の支出又は損失に充てるための財源を確保するために積み立てなければならないものであるところ、資金収支予算の編成に際し、編成しなければならない勘定科目に「（何）積立資産取崩収入」及び「（何）積立資産支出」が含まれている（**留意事項2（1）、会計省令第18条、留意事項25（1）、留意事項別添3 勘定科目説明 1. 資金収支計算書勘定科目の説明**）ことに鑑み、当該同額の積立資産に不足が生じることのないように、予算管理にかかる法令及び定款等の内部規定に定める手続きを遵守・徹底することが求められる。

以下「2. 予算管理の留意事項」において、その他の積立金を計上する際に積み立てる同額の積立資産に不足を生じた原因ごとに、是正改善すべき内容を述べる。

2. 予算管理の留意事項

（1）積立資産を期限までに資金移動することができなかったケース

前会計年度の決算理事会で「人件費積立資産」を積み立てることについて決議したが、会計年度末までに資金移動することができなかったため、当該年度末において架空資産として計上したもの。

法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行わなければならない（**定款例第31条第1項、留意事項2（2）前段**）。

そして、法人は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた範囲内で、貸借対照表の純資産の部に、積立の目的を示し

た名称を付した科目で積立金を計上することができる（[会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19第1段落前段](#)）が、支払資金のうち当該将来の特定の目的の支出又は損失に充てるための財源を確保するために、積立金を計上する際に、同額の積立資産を積み立てなければならない（[運用上の取扱い19第1段落後段](#)）。

また、積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、積立資産の資金移動は遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行わなければならない（[留意事項19（2）](#)）。

したがって、増減差額の発生した年度の翌年度の当初予算の編成に係る理事会の承認（又は理事会の決議を経て行う評議員会の承認）及びその他の積立金の積立に係る決算理事会の決議は、遅くとも決算理事会終了後2か月後までに、同額の積立資産を専用の預金口座に資金移動することができる見込みであることを確認の上行うこと。

また、適正な予算管理の元でも予測できなかった資金の収支が発生した等の理由により、期限までに積立資産の資金移動をすることができないことが明らかとなった場合には、定款の定めるところにより、理事会の承認（又は理事会の決議を経て評議員会の承認）を経て、必要な収入及び支出について補正予算を編成し（[定款例第31条第1項後段、留意事項2（1）、会計省令第18条](#)）、このうち、当該積立資産のうち資金移動することができない金額については、「積立資産取崩収入」（[留意事項25（1）、留意事項別添3 勘定科目説明 1. 資金収支計算書勘定科目の説明](#)）の勘定科目を用いて計上し、流動資産に戻入するとともに、対応するその他の積立金についても同額取崩して収益に戻入すること。

（2）正規の手続によらないで取崩した積立資産を返戻できなかったケース

特定の目的のために計上した積立金に対応して積立てた積立資産を、理事会決議を経ずに当該目的以外の目的のために取崩して支出したが、当該年度末までに返戻することができなかったため、架空資産として計上したもの。

法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行わなければならない（[定款例第31条第1項、留意事項2（2）前段](#)）。

また、理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行う義務（以下、「忠実義務」という。）及び法人との委任契約に基づき、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務（以下、「善管注意義務」という。）を負っている（[法第45条の16第1項、第38条、民法第644条](#)）。

そして、積立資産は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、理事会の議決に基づき、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた範囲内で、貸借対照表の純資産の部に計上するその他

の積立金に対応し、支払資金のうち当該将来の特定の目的の支出又は損失に充てるための財源を確保するために積み立てられたものである（[会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19第1段落](#)）から、当該積立資産を当該特定の目的以外に使用する場合には、理事は、理事の法人に対する忠実義務及び善管注意義務に従い、事前に、その使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、定款の定めるところにより、理事会の承認（又は理事会の決議を経て評議員会の承認）を経て、「積立資産取崩収入」の勘定科目を用いて予算に計上したうえで（[定款例第31条第1項、留意事項2（1）、会計省令第18条、留意事項25（1）、留意事項別添3 勘定科目説明 1. 資金収支計算書勘定科目の説明](#)）、流動資産に戻入して使用する必要があることに十分留意すること。

また、その他の積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩す必要があることにも留意すること（[運用上の取扱い19第2段落](#)）。

第6.【架空資産の計上が確認された場合について】に係る引用条文
～「1. 架空資産の計上について」に係る引用条文（引用順）

◇[法第45条の23第1項](#)

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

◇[一般法人法第119条](#)

一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

◇[会社法第431条](#)

株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

◇[会計省令第1条](#)

社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

◇[会計省令第2条](#)

社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない

い。

一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。(以下略)

◇ガイドラインⅢの3の(3)の3の貸借対照表に関する事項の3行目

＜着眼点＞○計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していることが重要である。(中略)

＜指摘基準＞架空資産の計上が確認された場合には文書指摘によることとする。
(以下略)

◇会計省令第28条

貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。

◇留意事項 25 (1) 計算書類の勘定科目

勘定科目は別添3に定めるとおりとする。

◇留意事項 別添3 勘定科目説明 3. 貸借対照表勘定科目の説明

＜負債の部＞

大区分：流動負債

中区分：事業未払金

小区分：一

説明：事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。

◇会計省令第6条第3項

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

◇運用上の取扱い19

事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。

また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

◇留意事項2 (1)

法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。

◇会計省令第18条

資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。

◇留意事項 25 (1) 計算書類の勘定科目

勘定科目は別添3に定めるとおりとする。

◇留意事項別添3 勘定科目説明 1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部<その他の活動による収入>

大区分：積立資産取崩収入

中区分：〇〇積立資産取崩収入

小区分：(空欄)

説明：積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。

②支出の部<その他の活動による支出>

大区分：積立資産支出

中区分：〇〇積立資産支出

小区分：(空欄)

説明：積立資産への積立による支出をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。

～「2 (1) 積立資産を期限までに資金移動することができなかったケース」に係る引用条文 (引用順)

◇定款例第31条第1項

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで、理事長が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

◇留意事項2 (2)

法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出につい

て補正予算を編成するものとする。(以下略)

◇留意事項19(2)

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。

◇留意事項別添3 勘定科目説明 1. 資金収支計算書勘定科目の説明

①収入の部<その他の活動による収入>

大区分：積立資産取崩収入

中区分：〇〇積立資産取崩収入

小区分：(空欄)

説明：積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。

～「2(2) 正規の手続によらないで取崩した積立資産を返戻できなかったケース」に係る引用条文(引用順)

◇法第45条の16第1項

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

◇法第38条

社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

◇民法第644条

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

◇会計省令第6条第3項

その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

以上

別表 1 指摘方法別の件数の集計

	文書指摘	口頭指摘	合計	助言
法人運営	27	142	169	23
会計管理	19	134	153	11
合計	46	276	322	34

凡例

文書指摘：法令や通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令や通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込める場合

助言：法令や通知等の違反には該当しないが、法人運営に資すると考えられる事項

※表中の件数は、同じ内容の指摘又は助言を複数の法人に行った場合は、その延べ件数を表しています。

別表２ 項目別の件数の集計

	法人	会計	合計
文書指摘	27	19	46
口頭指摘	142	134	276
助言	23	11	34
合計	192	164	356

ガイドラインの項目（白地のものを除く。）	文書指摘	口頭指摘	助言	合計
1-1定款		8		8
1-2内部管理体制				
1-3-(1)評議員・評議員会（選任）	2	18	2	23
1-3-(2)評議員・評議員会（招集・運営）	4	20	2	25
1-4-(1)理事（定数）				
1-4-(2)理事（選任及び解任）		4	1	5
1-4-(3)理事（適格性）	4	12		16
1-4-(4)理事（理事長）		1		1
1-5-(1)監事（定数）				
1-5-(2)監事（選任及び解任）	5	13	1	19
1-5-(3)監事（職務・義務）				
1-6-(1)理事会（審議状況）	8	24	6	38
1-6-(2)理事会（記録）		7	2	9
1-6-(3)債権債務の状況	1	1		2
1-7会計監査人				
1-8-(1)評議員等の報酬（報酬）		4		4
1-8-(2)評議員等の報酬（支給基準）		7		7
1-8-(3)評議員等の報酬（支給）		2		2
1-8-(4)評議員等の報酬（公表）		3		3
2-1事業一般		2	2	4
2-2社会福祉事業				
2-3公益事業				
2-4収益事業				
3-1人事管理				
3-2-(1)資産管理（基本財産）				
3-2-(2)資産管理（基本財産以外の財産）				
3-2-(3)資産管理（株式保有）				
3-2-(4)資産管理（不動産の借用）				
3-3-(1)会計の原則				
3-3-(2)規程・体制	1	18	7	26
3-3-(3)会計処理	12	58	4	74
3-3-(4)会計帳簿		1		1
3-3-(5)附属明細書等	6	57		63
会計（その他）				
3-4-(1)その他（特別の利益供与の禁止）				
3-4-(2)その他（社会福祉充実計画）				
3-4-(3)その他（情報の公表）		9		9
3-4-(4)その他（その他）	3	6	6	15
法人（その他）		1	1	2
合計	46	276	34	356

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘された事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-3-(2) 評議員・評議員会（招集・運営）	1 評議員会の招集が適正に行われているか。	評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合	評議員会の招集については、理事会議の決議により①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合には当該事項、及び③評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）を定めこれらを記載すること（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条・第182条、規則第2条の12）とされているが、評議員会の招集通知に「③評議員会の目的である事項に係る議案の概要」の記載が欠けている事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 2 合計 4
法人	1-3-(2) 評議員・評議員会（招集・運営）	2 決議が適正に行われているか。	決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合	評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができない（法第45条の9第8項）ことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 0 合計 2
法人	1-5-(2) 監事（選任及び解任）	1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない場合	理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）が、この同意を得ていない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 1 合計 3
法人	1-6-(1) 理事会（審議状況）	2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	議案（決議）について特別の利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合	理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることができない（法第45条の14第5項）ことから、当該特別の利害関係を有する理事の存否について、その決議を行う前に、法人が各理事について確認しておく必要があるが、この確認を行っていない事案がみられた。	文書指摘 2 口頭指摘 0 合計 2

別表3 複数の法人が同じ文書指摘基準に該当するものとして文書指摘された事案

区分	項目	監査事項	文書指摘基準	摘要	該当法人数
法人	1-6-(1) 理事会（審議状況）	3 理事への権限の委任は適切に行われているか。	理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合	職員の任免について、理事会は、重要な役割を担う職員の選任及び解任を除くほか、職員の選任及び解任の決定を理事長に委任することができるが、委任する権限の内容を明確に決定しておかなければならないところ、理事長に委任されている権限の範囲が明確に定められていない事案がみられた。	文書指摘 3 口頭指摘 0 合計 3
会計	3-3-(3) 会計処理	3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	架空資産の計上が確認された場合	計算書類には、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならない（会計省令第2条第1号）ところ、次のとおり、計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していない事案がみられた。 1. 前会計年度の決算理事会で「人件費積立資産」を積み立てることについて決議したが、会計年度末までに資金移動することができなかったため、当該年度末において架空資産として計上したもの。 2. 特定の目的のために計上した積立金に対応して積立てた積立資産を、理事会決議を経ずに当該目的以外の目的のために取崩して支出したが、当該年度末までに返戻することができなかったため、架空資産として計上したもの。	文書指摘 2 口頭指摘 0 合計 2